

八重児 第 306 号

令和 3 年 6 月 4 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等の限定保育の実施について (依頼)

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

町立小中学校の一齐臨時休校措置を受けて、八重瀬町は次の通り対応します。

町内の保育所等に対しては、臨時休園は行わずに、保育の提供を規模縮小しつつ、開所 (限定保育) のお願いをしております。また、放課後児童クラブについては、小中学校が休校のため、可能な限り午前中の開所をお願いしております。

保護者様へは、これまでも国及び県の緊急事態措置状況時にも様々な協力願いをしておりますが、今回は、町立小中学校の臨時休校期間に合わせて**令和 3 年 6 月 7 日 (月) から 6 月 20 日 (日) まで、児童の登園を極力控える**ようお願い申し上げます。

一方、医療従事者等や社会機能維持のために就業を継続しなければいけない保護者、ひとり親家庭などに限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き保育の受入れを行います。

上記依頼は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び施設運営維持の観点から行われるものであります。改めて保護者様のご理解・ご協力をお願いします。

○引き続き保育を行う場合は、別添「保育申出書」の提出を各施設にお願いします。

事前に利用日を把握することで、保育スタッフの確保等に努めます。

・ **実施期間** 令和 3 年 6 月 7 日 (月) ~ 令和 3 年 6 月 20 日 (日)

※小中学校の臨時休校期間により、実施期間の変更もあります。

・ **保育対象者**

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、真にやむを得ない場合に限り受け入れを行います

(平日等で、保護者のお仕事がお休みの場合には家庭保育の実施、保育園等に預ける時間についても最小限のお時間でのご利用要請)。

・ **保育料**

(保育所利用料)

登園自粛にご協力いただいた期間は日割りによる減免措置を行い、後日、還付等を行います。

(放課後児童クラブ保育料)

放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。

八重瀬町役場

児童家庭課 子育て支援班 TEL : 098-998-7163